



「森の国・木の街」づくり宣言に参画する  
自治体・企業等を募集します

# 木でつなぐ、森と街、 今と未来。

豊かな森林資源を未来へとつなぐためには、木を「使う」ことが欠かせません。  
建物の木造化や木材利用を通じて、地域の環境も暮らしもより良くなり、  
その積み重ねが森を守り、地球の未来を育てます。

このたび、「森の国・木の街」づくり宣言に参画する自治体・企業等の募集を開始しました。  
この宣言は、建築物の木造化や木材利用の効果の“見える化”を通じて、  
森林資源の循環利用を進め、地球温暖化の防止や地域の活性化を目指すものです。

森林の恵みを活かす、木の街づくりへ。  
自治体や企業等の皆さまの参画をお待ちしています。



POINT

木材利用による炭素貯蔵効果が「<sup>エスエイチケイ</sup>SHK制度」に新たに位置付けられます

- ✓ SHK制度（温室効果ガス排出量算定・報告・公表制度）とは、地球温暖化対策推進法に基づき、温室効果ガス（GHG）を一定量以上排出する者（原油換算で年間1,500キロリットル以上を使用する者など）にGHG排出量の算定と国への報告を義務付けし、国は報告されたデータを集計し、公表する制度です。（※1）
- ✓ 今回の改正により、木材を使った建築物等を新築等により自ら所有する自治体や企業は、自らのGHG排出量から、木材利用による炭素貯蔵量を差し引いて報告することができるようになります。（R8.4施行予定）（※2）

※1 「SHK制度」の詳細は  
環境省HPをご覧ください



※2 「SHK制度」の改正内容は  
林野庁HPをご覧ください



林野庁

# 「森の国・木の街」づくり宣言



## 「森の国・木の街」づくり宣言



我が国の豊かな森林の恵みを未来へしっかりとつなぐためには、「植えて、育てる」ことに加え、「使う」ことが不可欠です。私たちは、森林の整備に繋がる木材の活用を通じて地球温暖化の防止に貢献するとともに、木とともに生きる地域の未来を育む「森の国・木の街」づくりに取り組むことをここに宣言します。

- ✓ 建築物の木造化などを積極的に推進し、木材利用を通じて地域の持続可能な発展に貢献します。
- ✓ 木材利用の促進に当たっては、SHK制度(温室効果ガス排出量算定・報告・公表制度)などを積極的に活用し、地域の関係者と連携して、木材利用の効果を“見える化”していきます。



## 「森の国・木の街」づくり宣言 参画の流れ

### Step1



#### まずは宣言を確認

宣言の趣旨を理解し、自治体・自社としての取組を検討しましょう。

### Step2



#### 宣言への参画

林野庁ホームページの登録フォームから、宣言に参画してください。

### Step3



#### 木造化・見える化の実行

建築物の木造化などを進めながら、SHK制度などを活用して効果を見える化しましょう。

参画いただいた自治体・企業等は、林野庁ホームページ等でご紹介します

「森の国・木の街」づくり宣言

の詳細や登録方法は

林野庁ホームページからご確認ください

お問い合わせ先：林野庁木材産業課 03-6744-2293

